

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 1 号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「車賃及び宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費その他旅行に必要な費用」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。